

第4章 都市づくりの方針

4-1 将来の都市構造

都市の基本的な方向性を示すため、本市の地形や都市の成り立ちなどを踏まえ、都市の主な構成要素としてゾーン（面）、拠点（点）、軸（線）に分類し、それぞれについて機能や配置を示した、将来の都市構造を設定します。

（１）都市形成ゾーン

① 中山間地域

- ・豊かな自然環境の保全に努めるとともに、多様な地域資源を生かした関係人口の拡大・深化など、地域活性化につながる土地利用を図ります。

② 田園地域

- ・農業を担う人への農地の集積・集約化を図り、農地の保全に努めます。

③ 市街地

- ・賑わいの創出および農地との調和を図るとともに、生活環境の維持等に必要な機能の充実・強化に努め、メリハリのある市街地の形成を図ります。

（２）拠点

① 都市拠点

- ・十日町中心部（立地適正化計画に定める都市機能誘導区域）を都市拠点とし、都市機能の集積を図るとともに、活力ある都市づくりを担う都市基盤の整備を推進します。

② 地域拠点

- ・各地域の拠点となっている各支所、公民館、コミュニティセンター周辺などを地域拠点とし、日常生活に必要な機能等を維持・集約し、地域の都市的な生活を支える拠点として機能の拡充を図ります。

③ 広域交通拠点

- ・上越魚沼地域振興快速道路（仮称）十日町インターチェンジ周辺については、交通アクセスに恵まれた広域交通の新たな結節点となることから、交通アクセスを生かした物流機能などを担う広域交通拠点の形成を図ります。

（３）都市軸

① 広域連携軸

- ・広域的な連携を担う、北越急行ほくほく線およびＪＲ飯山線を「広域連携軸（鉄道）」、上越魚沼地域振興快速道路および国道１１７号を「広域連携軸（道路）」と位置づけ、それぞれの交通網による周辺都市との連携・交流を促進するため、交通基盤整備を図ります。

② 交通軸

- ・地域間を連絡する幹線道路を交通軸と位置づけ、地域間連携を強化するため、冬期の交通機能確保も含めた交通基盤整備を図ります。

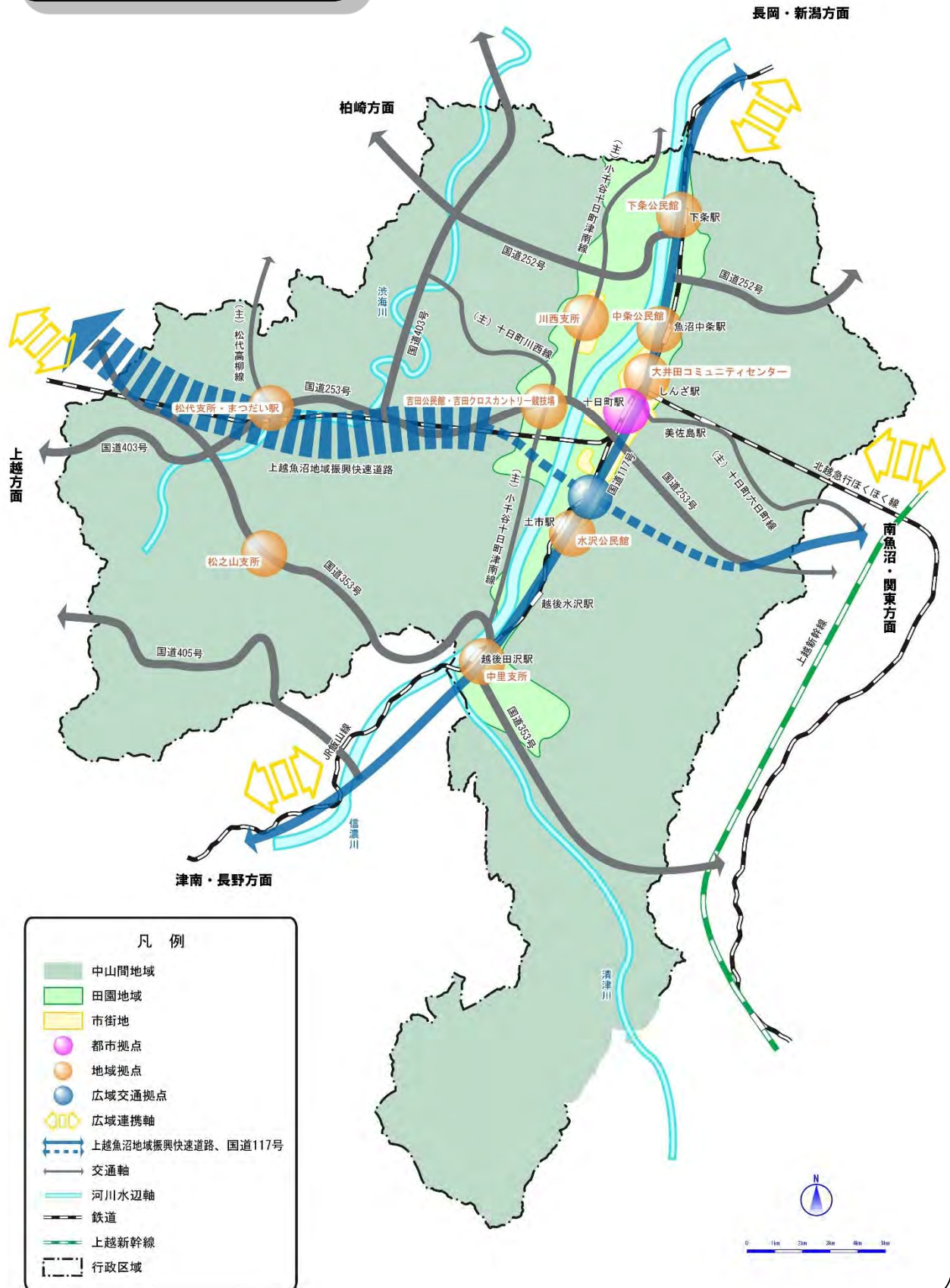
③ 河川水辺軸

- ・信濃川や清津川、渋海川などの河川については良好な自然環境の保全や親水空間の確保および豊かな水資源を確保するための取組を進めます。



上越魚沼地域振興快速道路のイメージ

将来都市構造図



4-2 都市づくりの基本方針

基本的課題および将来像を踏まえ、都市づくりの基本方針を以下のとおり設定します。

(1) 土地利用の方針

1) 基本的な考え方

十日町、川西の2つの都市計画区域においては用途地域が指定されており、都市計画区域外では特に土地利用上の規制誘導は行われていません。

土地利用方針は、この都市計画上の区分に基づき、市街地（用途地域指定区域）については、適正な土地利用を推進し、市民が安心して長く住み続けられる居住環境の形成を目指します。特に、立地適正化計画における都市機能誘導区域および居住誘導区域については、立地適正化計画に即した誘導施設および居住を誘導することとします。

また、非市街地（用途地域指定区域外と都市計画区域外）については、無秩序な開発の防止を図るものとし、これらの考え方を踏まえ、今後の土地利用については次の4項目を基本方針として進めることとします。

○ 地域特性を生かした土地利用

市民が郷土への愛着と誇りを深め、さらに魅力ある地域づくりを目指し、各地域がこれまで進めてきた都市づくりを踏まえ、固有の自然や歴史・文化の特性を十分に生かした土地利用を推進します。

○ 都市の活力を生み出す土地利用

農業・工業・商業・観光等の産業基盤の整備を進めるとともに、各産業間の調和や連携を強化し、都市の活力を生み出す土地利用を推進します。

まず、中心市街地は、本市の顔として、また、交流の拠点として、立地適正化計画と連携を図りながら、都市機能の維持・集積、移住定住の促進などにより、コンパクトで利便性の高い賑わいと活力のある土地利用を推進します。次に、市域全体においては、各地域特性を生かしながら、日常的な生活に必要な都市機能が維持・確保されるような土地利用を図ります。

○ 非市街地における適正な土地利用

自然環境や農地を保全するため、用途地域の定められていない白地地域において新たに開発を行う場合は、既存用途地域内の土地利用の状況や自然条件、交通条件等に配慮した適正な規制、誘導を図ります。

また、必要に応じて、用途地域の見直しや特定用途制限地域の指定、地区計画策定等の規制誘導策の検討を行います。

○ 自然環境の保全と活用

本市が有する豊かな水と緑の自然は、市民の共有財産であると同時に、観光の資源としても重要な要素となっており、この美しい自然を将来にわたり保全していくとともに、うるおいと安らぎのある都市空間の創造に活用し、自然環境と都市環境が調和した都市づくりを推進します。

2) エリア別土地利用の方針

① 住宅系用途地域

- ・居住環境の悪化をもたらすおそれのある建物用途や建築形態の混在を防止し、居住環境の良好な住宅地の形成を図ります。
- ・街並み景観の保全に配慮しつつ、安全で愛着を持てる魅力ある居住地として活性化を図ります。また、必要に応じて地区計画、景観地区等の指定を検討します。
- ・中心市街地等の木造住宅密集地は、都市の防災性を高め、冬期間も含めた快適な生活環境を確保するため、オープンスペースや緑地の確保、道路・敷地・建物の改善、空地空家対策の強化等により、地区環境の改善や定住促進を図ります。

② 商業系用途地域

- ・十日町の歴史的、文化的な資源を生かした十日町らしさを感じさせる商店街を目指し、各商店街の連携を強化しながら、中心市街地の回遊性を高め、人々が快適に楽しく買い物ができる空間を形成します。
- ・十日町駅周辺は、駅前商店街等との連携による賑わい空間の創出やきももので歩ける街並みの景観形成、交通結節点における鉄道、路線バス、市営バス等の乗継ダイヤの調整による交通利便性の維持・向上を図ります。



「きものまつり」でにぎわう中心市街地

③ 工業系用途地域

- 周辺の居住環境への影響に十分配慮しながら、社会情勢の変化や将来の土地利用を見据えて、用途地域の見直しを検討します。
- 上越魚沼地域振興快速道路および市道高山水沢線の整備に合わせ、交通の利便性を生かした十日町織物工業団地への企業誘致を積極的に図ります。
- きもの産業が操業している区域においては、生産環境の保全を図るとともに、特色ある交流イベントの支援等により伝統産業の活性化を図ります。

④ IC周辺地域

- 上越魚沼地域振興快速道路沿道並びにインターチェンジ周辺地区においては、「（仮称）十日町インターチェンジ周辺土地利用基本構想」などを踏まえ、自然環境の保全を基本とし、周辺の居住環境や農業環境と調和した秩序ある沿道および広域交通拠点としての適切な土地利用の規制・誘導を検討します。
- インターチェンジ周辺については、休憩・観光振興・レクリエーション・環境保全・産業振興に係る機能の配置や道の駅整備等について立地適正化計画との整合を図りながら、効果的な土地利用を検討します。

⑤ 田園地域

- 「農業振興地域整備計画」に基づき、都市化に伴う農地の無秩序な開発を防止します。
- 過疎化・高齢化に伴う集落機能の低下による農地の荒廃を防止するため、農業を担う者への農地の集積・集約化を進めつつ、多様な農業者や新規就農者の確保に努めます。
- 農作業の省力化や生産性の向上を図るため、先端技術を活用したスマート農業の実証を進めます。



中山間地のほ場整備（姿地内）

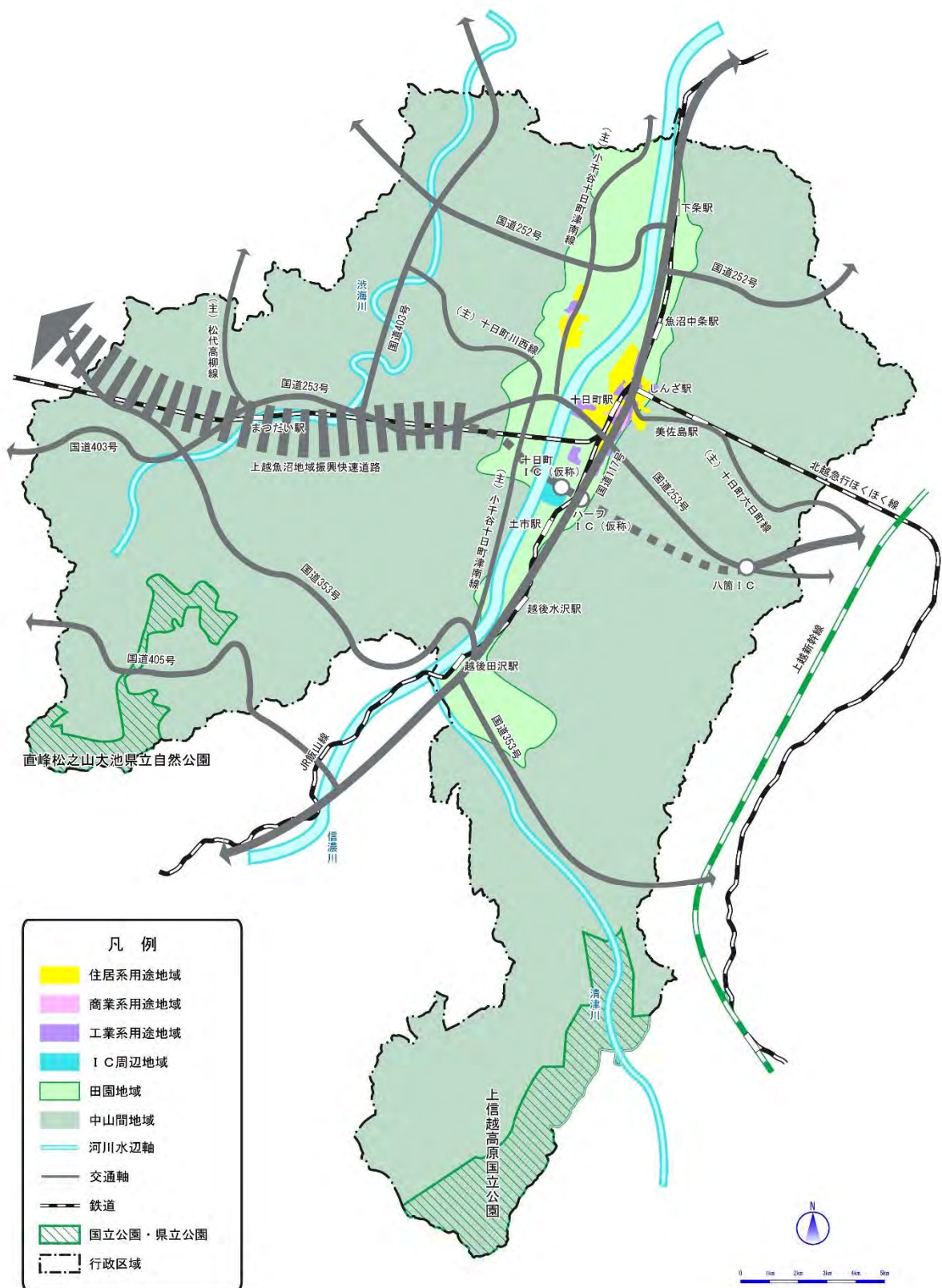
⑥ 中山間地域

- 自然環境保全地域および県立自然公園、緑地環境保全地域等については、良好な森林やブナ林等の自然林の保全に努めます。
 - 災害の防止や緑豊かな環境の維持など、公益的機能が十分に発揮されるように、森林の保全に努めます。また、森林環境の整備・保全活動に関わる担い手の確保・育成に努めます。
 - 森林が有する保健休養機能に着目し、レクリエーション活動や観光拠点として、また、森林セラピーなど自然とのふれあいの場としての活用を図ります。
 - 生態系等の環境に配慮した生産基盤整備、地形に合わせたほ場整備や用水確保などを進め、農地の保全を図るとともに、活力とうるおいのある農村の集落環境の維持・活性化を推進します。
- また、イノシシなど鳥獣被害を防止するため、電気柵設置などの支援や有害鳥獣駆除の担い手の育成・確保を図ります。
- まつだい棚田バンクをはじめ、作付けが行われていない農地を体験農業や観光等に有効活用し、関係人口の拡大も視野に入れた持続可能な農業の振興を図ります。

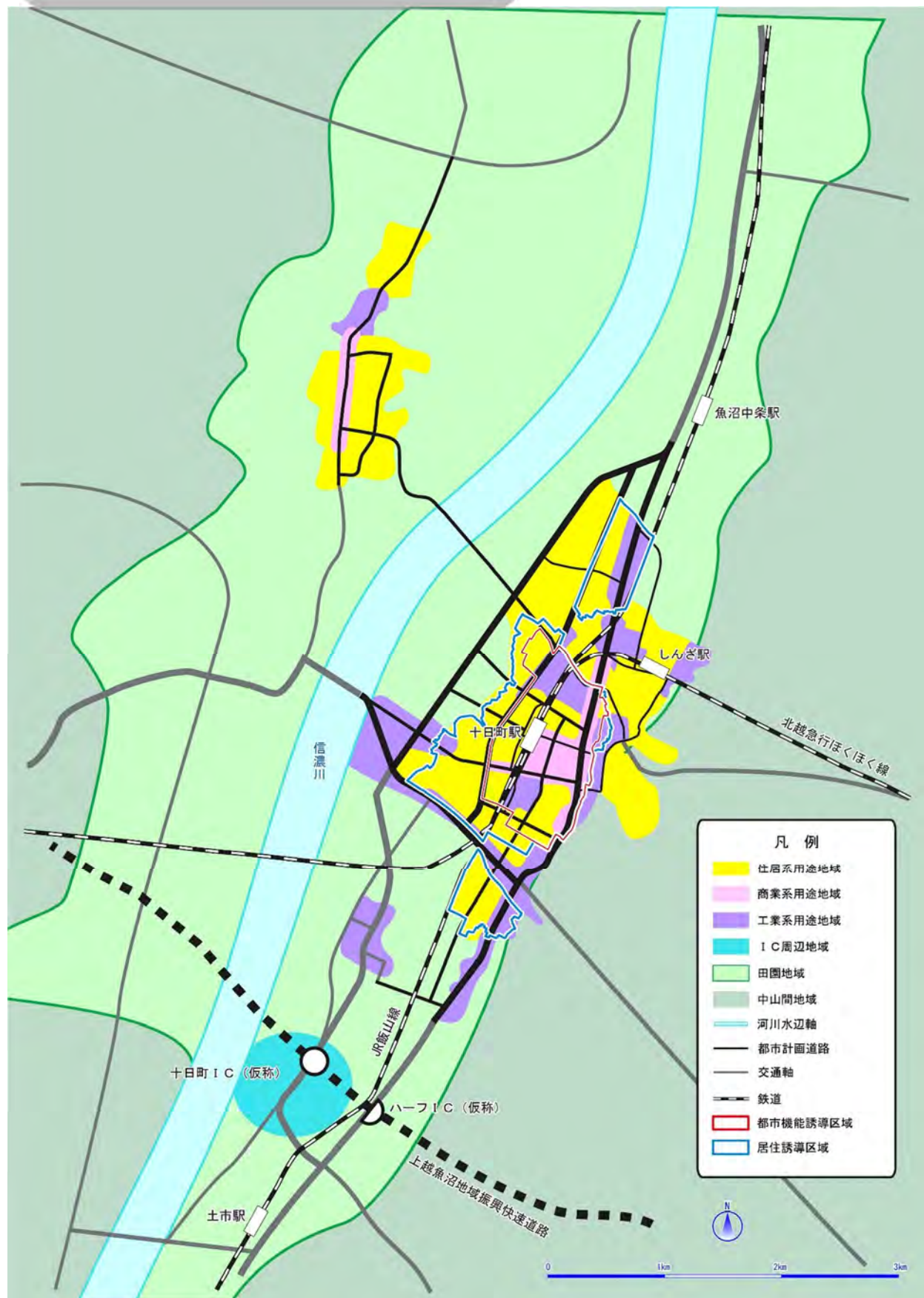


地元中学生による植林

土地利用方針図（市全域）



土地利用方針図（市街地部）



(2) 都市施設整備の方針

1) 基本的な考え方

本市は、南北方向に縦断する国道 117 号および JR 飯山線を骨格に、これと交差するかたちで東西方向に国道 252 号、253 号、ほくほく線等が交通網を形成しています。

このような現状を踏まえて、国道を軸とする広域的な連携を充実するとともに、市内交通の連携強化とさらなる交流の充実、公共交通機関の利便性向上を目指します。

一方、本市は、周囲が緑豊かな自然に囲まれています。市街地においても、子どもや高齢者等が安心して利用できる緑豊かな空間や防災機能を有する公園・広場を確保するため、既存施設の再整備・利便性向上や、必要に応じて、新たな公園・緑地の整備を図ります。

また、上水道施設の計画的な更新・耐震化、生活用水の安定供給を図るとともに、下水道施設の更新・長寿命化、中山間地域における合併処理浄化槽での施設整備を推進します。

2) 整備の方針

① 道路

○ 主要幹線道路

- ・上越魚沼地域振興快速道路を主要幹線道路として位置づけます。
- ・上越魚沼地域振興快速道路については、全線の整備区間指定と八箇峠道路および十日町道路の早期完成に向け、沿線市町との連携を密にし、関係機関に対し働きかけます。
- ・国道117号については、広域連携軸として災害に強い道路の構築（強靱化）が不可欠であり、防災・減災対策の取組により、上越魚沼地域振興快速道路とともに広域道路ネットワークの機能強化を推進します。

○ 幹線道路

- ・本市の主要な骨格を形成する国道117号・国道253号などの国道、小千谷十日町津南線・十日町六日町線・十日町川西線などの主要地方道、都市計画道路高山太子堂線・（仮称）十日町インターチェンジへのアクセス道路である市道高山水沢線を幹線道路として位置づけます。
- ・国道は、家屋が連たんしている箇所における車道の拡幅や歩道の整備を推進し、未改良区間および危険箇所の早期整備を推進するとともに、広域道路ネットワークとしての機能確保と広域連携の強化を図ります。
- ・主要地方道は、未整備区間の整備改良と危険箇所の早期改善を推進し、広域的な利用をはじめ、集落と市街地間を連絡する幹線道路としての機能確保を図ります。
- ・一般県道は、整備の推進と危険箇所の早期改善に努め、集落と他の幹線道路を連絡する道路として機能確保を図ります。

○ 市街地を支える都市計画道路

- 都市計画道路本町通り線、高田町南線、本町西線を幹線と位置づけるほか、駅通り川原町線、西中央通り線、高田町通り線、川治昭和町線を本市の顔となるシンボルロードとして位置づけます。
- 市街地の基盤施設である都市計画道路の整備を計画的に進めることで、環境・景観面での良好な都市空間を形成し、市街地の円滑な交通を確保します。
- 長期にわたって未着手となっている都市計画道路は、その必要性や事業実現性を踏まえて、見直しを行います。

○ 既成市街地等の狭あい道路

- 狭あいな生活道路については、拡幅整備（部分拡幅を含む）を進め、安全で快適な通行環境を創出します。

○ 歩道整備や楽しく歩ける歩行者空間

- 通学路や公共施設、日常の買い物などによる歩行者の多い道路については、危険箇所の歩道整備を含めた歩行者に安全な道路整備を優先的に推進します。
- 都市拠点等においては、バリアフリー化をはじめとした安全で快適な歩行空間の確保に努め、楽しく歩ける歩行者ネットワークを構築します。



JR 飯山線稲荷町踏切拡幅工事

② 公共交通

○ 十日町駅の交通結節機能

- ・十日町駅周辺においては、各交通機関相互の乗継ダイヤの調整による公共交通サービスの利便性を維持しながら、交通結節点としての機能充実を図ります。

○ ほくほく線

- ・関係機関との協議・調整を行いながら、北陸新幹線とのアクセス向上など、ほくほく線の利便性向上と利用客拡大に向けた取組を推進します。

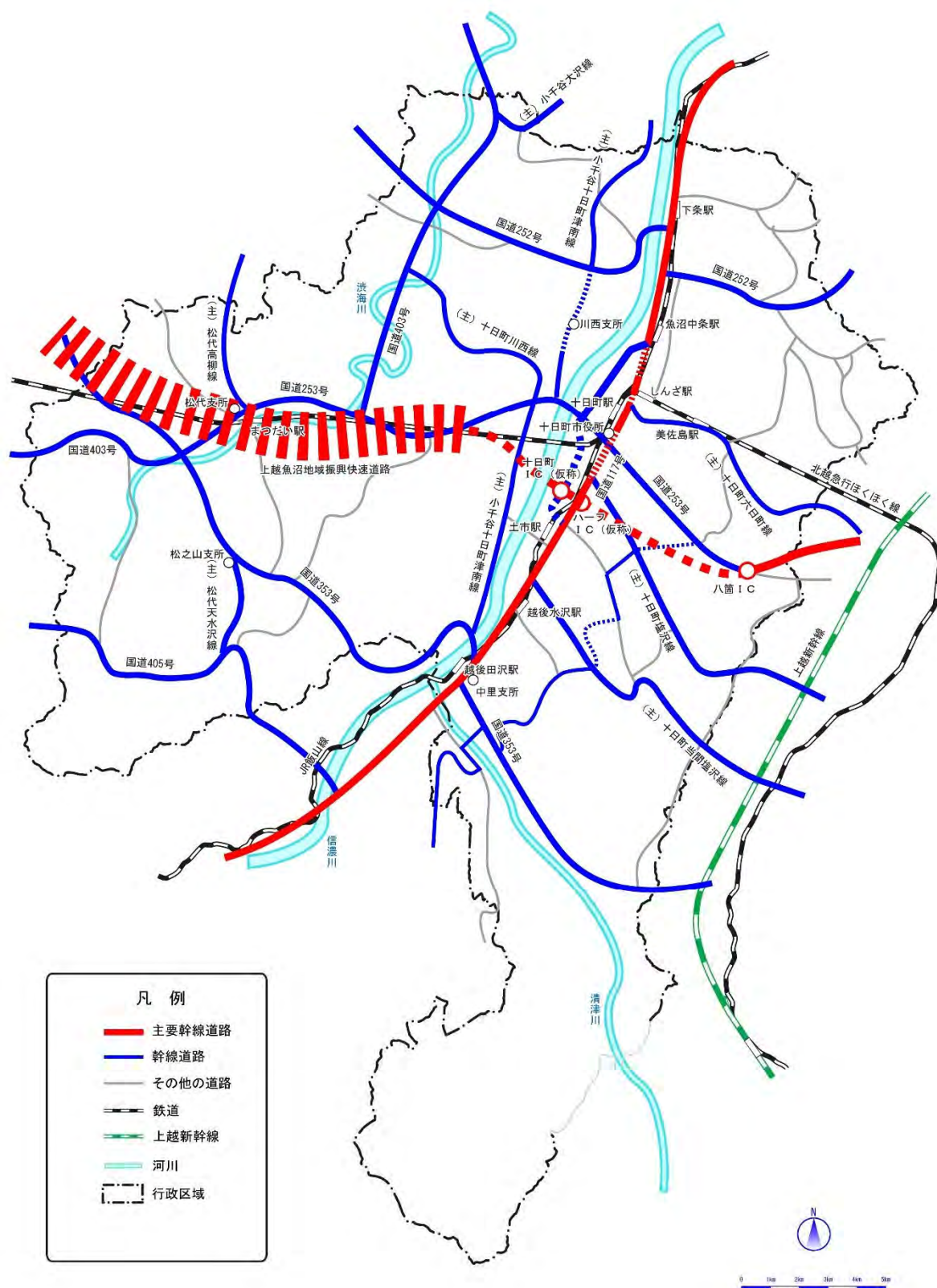
○ JR飯山線

- ・長野方面や新潟・長岡方面への直通列車の運行や乗り継ぎや他の公共交通機関（路線バス、市営バス、予約型乗合タクシーなど）との連絡強化、多目的な利用の検討など、利便性の向上と利用促進に向けた取組を推進します。

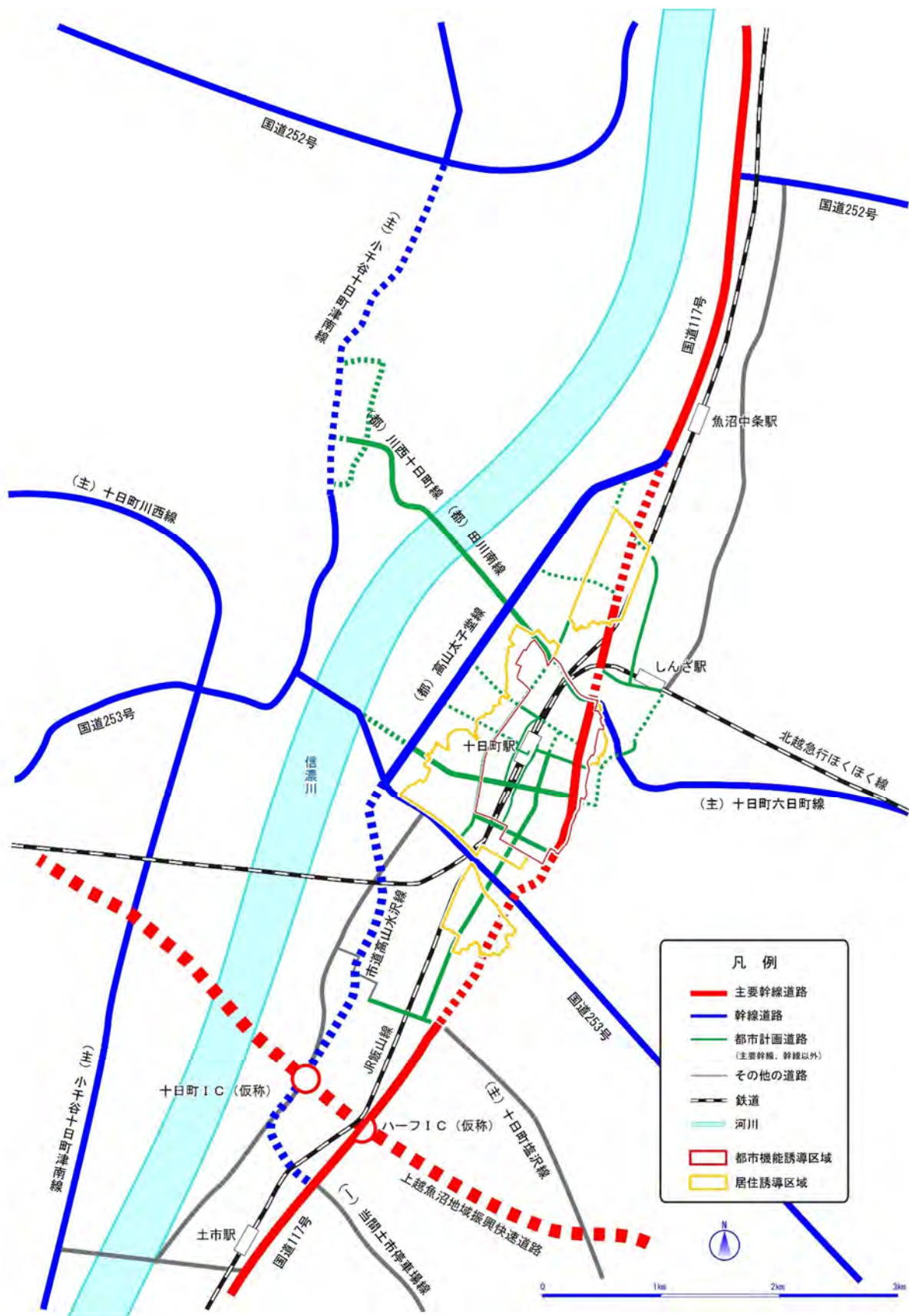
○ バス交通等

- ・路線バス、市営バス、予約型乗合タクシーについては、中心市街地と各地域拠点を連絡する市民の日常生活に欠かせない交通手段として、適宜、地域の実状に合わせたバスルートや運行本数等の見直し、担い手の確保や地域の輸送資源の活用などを図り、バス等の公共交通ネットワークの維持・確保とサービスの持続化・効率化に努めます。
このほか、まちづくりや観光・商工分野と連携した取組を推進するとともに、交通に関する新たな技術やシステムの導入により、地域公共交通の活性化を図ります。
- ・十日町・新潟間の高速バスについては、運行時間帯や運行経路の見直し等を行い、利用者の利便性向上に努めます。

道路網整備方針図（市全域）



道路網整備方針図（市街地部）



③ 公園・緑地等

○ 身近な公園緑地・広場

- ・市内の各都市公園は、市民の憩いや交流、運動やレクリエーションの場などとして、計画的な整備・更新を行うとともに、「十日町市公園施設長寿命化計画」を踏まえ、施設の維持管理および長寿命化を計画的に推進します。
- ・子どもや高齢者等が集い、憩える日常的なゆとり空間として、街区公園など、身近な公園の計画的な整備・更新・維持管理を図るとともに、公園の利用状況を踏まえた再編を検討します。
- ・市内の公園は、公園機能のほかに防災に供する広場としても活用し、整備充実に努めます。

○ 森林等の緑地

- ・本市の外周部に連続する丘陵地等は、本市の地勢を特徴付ける緑地であるとともに、レクリエーション機能を含む多面的な機能を有することから、その保全を図ります。

④ 上下水道施設

○ 上水道施設

- ・上水道については、水道未普及地域の安定した生活用水確保のため、各地域の水需給状況等を把握するとともに、「生活用水確保対策事業補助金要綱」等に基づき、水道施設整備が必要な地区の施設整備を支援します。
- ・老朽施設の計画的な更新を進めるとともにダウンサイジング等さまざまな方策を検討して、生活水の安定給水を図ります。

○ 下水道施設

- ・公共下水道は、「十日町市公共下水道ストックマネジメント計画」に基づき、老朽化した施設の更新・長寿命化を図ります。
- ・中山間地域においては、水質保全や生活環境の充実を図るため、合併処理浄化槽での施設整備を推進します。
- ・河川や水路のいっ水を防止するため、雨水排水の調整機能の充実を図ります。

⑤ その他施設

- ・本市が保有する公共施設については、「十日町市公共施設等総合管理計画」に基づき、将来の人口動向や財政状況などを踏まえた公共施設等のコンパクト化による施設総量の適正化、利用者の安全性に配慮した適正な維持管理を行います。
- ・現在利用していない施設で、安全性に問題のない建物については、売却、貸付、譲渡等、民間事業者や地域住民との連携も視野に入れて利活用を検討します。

(3) 防災の方針

1) 基本的な考え方

新潟県中越地震、中越沖地震、長野県北部地震、新潟福島豪雨および過去の雪害の教訓を生かし、以下の考え方に基づいて、地震対策の充実強化や自然災害・原子力災害への対策を推進し、災害に強い都市づくりを目指します。

2) 整備の方針

○ 災害に備えた安全空間

- ・地域防災力向上のため、共助の防災活動が自発的に実施できるよう地区の実情に応じた地区防災計画の策定について、自主防災組織とともに取り組みます。
- ・冬期間の震災を想定した緊急避難場所・避難所の確保を検討します。
- ・防災基盤となる道路、公園、緑地等について避難路、緊急避難場所・避難所としての防災機能の整備を検討します。

○ 災害に強い道路網

- ・集落間の幹線道路を中心に、自然災害や原子力災害に備えた道路防災・減災事業を推進し、安全性、信頼性の高い道路ネットワークの構築を図ります。
- ・冬期間における安全な道路交通を確保するため、雪崩予防施設等の設置工事を推進し、雪崩危険箇所の早期解消に努めます。

○ 建築物・ライフラインの耐震化

- ・建築物については、民間住宅の耐震化を促進するとともに、公共施設については、計画的な耐震診断を実施し、耐震性を満たしていない施設の耐震化を促進します。
- ・上下水道等のライフラインについては、各施設の特性や緊急性、重要性を考慮のうえ、点検・診断結果等に基づき、計画的に耐震化を促進するとともに、老朽化した施設や管路の更新・長寿命化を図ります。



デジタル防災行政無線

○ 土砂災害に備えた治山治水対策

- ・傾斜林地においては、土砂流出や崩壊を防止するための保安施設の設置や、保安林を維持・造成するための事業を促進します。また、治山・治水等の災害対策を推進します。
- ・地すべり防止対策および急傾斜地崩壊防止対策を計画的に進め、災害の防止に努めます。
- ・荒廃地からの土砂流出を防ぐため、流域の緑化を推進するとともに、河川の安定および土石流災害を防止するため、積極的に砂防工事を促進します。
- ・災害発生の危険性がある箇所については、積極的な災害防止事業の導入を促進します。
- ・「十日町市立地適正化計画」の居住誘導区域のうち、市役所周辺・国道117号沿道の一部が土砂災害警戒区域、雪崩危険区域に指定されていることから、防災・減災対策に向けた取組を推進します。



斜面崩壊防止対策（山野田地内）

(4) 自然環境保全・都市環境形成の方針

1) 基本的な考え方

本市には、大河信濃川が流れ、河岸段丘上にほ場整備された大規模な水田が広がり、中山間地は典型的な里山の姿を見せているほか、背後には美しい森林を有する山地があります。このような水と緑豊かな自然環境の保全や環境への負荷の軽減、ゴミの減量化、リサイクルの推進等による循環型社会および再生可能エネルギーの活用による脱炭素社会の構築について、次のような考え方を基本として推進します。

2) 整備の方針

① 自然環境保全の方針

○ 森林環境

- ・市域の約7割を占める森林区域は、国土の保全、自然環境の維持、水源かん養等において重要な役割を果たしており、今後も多面的な機能が発揮できるように、温室効果ガスの排出削減などにつながるカーボン・オフセット制度をはじめ、森林経営管理制度・森林環境譲与税を活用しながら、森林の保全や適地において広葉樹等も対象とした造林を推進します。

○ 貴重な自然資源

- ・カーボン・オフセット制度、森林経営管理制度・森林環境譲与税等を活用し、市域に分布するブナの自然林や貴重動植物種の生息生育地をはじめ、県立自然公園、自然環境保全地域、緑地環境保全地域等の優れた自然景勝地等を保全します。

○ 水辺環境

- ・河川等の水辺は、水生生物が生息・生育する場であるだけでなく、水生植物がもつ自然の水浄化の場でもあることから、各河川が流れる地域の特性や現状などに適した水辺環境の保全に努めます。
- ・身近な河川、池沼等の水辺環境や河川の落差を解消する施設等を整備し、水辺の生態系の維持・保全に努めます。
- ・河川の清掃活動等による環境美化に努めるとともに、河川への廃棄物、ごみ等の不法投棄が行われないよう、河川パトロールや監視に努めます。

○ 田園環境

- ・農地については、多様な生物が生息し、地域の自然生態系の一部をなしていることから、都市環境と調和した豊かな田園環境の保全に努めます。

② 都市環境形成の方針

○ 水資源

- ・ブナの広葉樹林は、保水能力に優れ水源かん養林としての役目も担っており、その機能を維持・保全するため、カーボン・オフセット制度等を活用し、自然環境、生態系を含めた保全に努めます。
- ・荒廃が進む水源山地を対象とし、森林経営管理制度・森林環境譲与税等を活用し、森林整備と治山施設の設置を一体的に取り組みながら、山地の荒廃防止と水源かん養機能の向上を図ります。
- ・地下水のかん養源である、水田の適正管理と農業貯水池等の維持・補修に努めます。
- ・地下水位の低下が問題となっている地域については、地下水利用の現状把握に努めるとともに、消雪パイプへの節水タイマー設置の拡充、地下水利用施設の他の手段への切り替えや、流雪溝用水として使用した河川水を再利用するなど水の有効活用に努めます。

○ 河川環境

- ・信濃川や清津川等の河川については、流水の正常な機能を維持するため、必要な流量を考慮した河川の適正な管理を図ります。
- ・身近な河川においては、自然環境の保全に配慮しつつ、市民による河川環境の保全および河川利用に関する活動を支援します。

○ リサイクル・再利用

- ・環境に優しい資源循環型社会の構築を目指し、3Rの普及啓発を通じて、さらなるごみ排出量の削減を推進します。
- ・脱炭素社会の構築を目指し、太陽光・水力・地中熱などの再生可能エネルギーの活用や、「十日町市バイオマス活用推進計画（バイオマス産業都市構想）」などに基づき、バイオマス資源を活用した発電および熱利用を推進します。
- ・施設を設置する際には、周囲の環境に配慮して適正に配置します。



松之山温泉の地熱バイナリー発電所

○ ごみ焼却施設

- ・ごみ焼却施設(十日町市エコクリーンセンター)については、改修を計画的に進め、施設の長寿命化・延命化と、隣接する用地の有効活用を図ります。また、ごみ減量化施策も考慮しながら、広域的共同処理施設の建設を目指します。

(5) 克雪・利雪・親雪の方針

1) 基本的な考え方

本市は、特別豪雪地帯に指定されている全国屈指の豪雪地帯のため、雪に強い生活環境の創出や共助による雪対策を図ります。また、雪を地域資源として捉え、雪をテーマにした交流推進などにより、本市における克雪・利雪・親雪を推進します。

2) 整備の方針

○ 道路除雪

- ・除雪オペレーターの人材確保と育成などによる除雪レベルの向上を図りながら、除雪体制の充実を図ります。
- ・効率的な除雪を行うため、GPSを活用した除雪管理システムにより、スマートな除雪体制の構築を図ります。
- ・中山間地の道路においては、降雪による危険性等を踏まえた優先度を考慮し、幅員の拡大および急勾配・急カーブの解消に努めます。

○ 冬期における歩行者空間

- ・歩道除雪の実施や消融雪施設の整備、小型除雪車の整備および貸与により、効率的な歩道除雪を推進します。

○ 流雪溝・消雪パイプ

- ・河川等からの取水をはじめ克雪用水確保を図るとともに、地域の特性や状況などを考慮しながら、優先度を踏まえ、計画的な流雪溝の整備を促進します。
- ・地下水が貴重な資源であることを念頭に置き、家屋が連たんしている箇所を対象に、消雪パイプの更新を順次に進め、冬期間の安全な交通環境を確保します。

○ 克雪住宅

- ・戸建て住宅については、克雪すまいづくり支援事業活用を促進するとともに、住宅の立地特性に応じた補助制度の拡充等を検討し、克雪住宅の普及を推進します。
- ・屋根の雪おろしに伴う墜落事故を防止するため、安全対策設備の設置を支援し、安全対策の普及促進に取り組みます。

○ 中山間地域における除雪体制

- ・高齢者世帯が多い中山間地域においては、生活道路の除雪や高齢者世帯などの屋根雪おろしの状況を把握し、関係機関との連携強化や人材の確保を図りながら、地域、集落が主体となった共助による克雪体制の支援を進めます。
- ・小型除雪機械の配備、除雪ボランティアの確保・派遣などの支援策の検討を行い、冬期間でも安心して暮らせる中山間地域の居住環境改善に努めます。

○ 雪冷熱エネルギー利用

- ・貯蔵した雪の夏場の冷房としての利用や、食品の貯蔵庫（雪中貯蔵）への利用など、雪をエネルギー資源として利用する技術の普及を推進します。
- ・クリーンエネルギーである雪冷熱エネルギー供給システムの研究支援を継続するとともに、道の駅「瀬替えの郷せんだ」などの導入施設における効果検証を行います。

○ 親雪と交流

- ・日本遺産に認定された「究極の雪国とおかまち」の伝統ある冬の暮らしや雪国に根ざした雪国文化の継承・発展に努めます。
- ・「雪まつり」等の雪のイベントについては、継続的に運営できる体制の構築を図り、情報発信を強化して交流人口の増加を図ります。



大雪の中で作業する除雪車



十日町除雪センター

(6) 都市景観形成・文化財保全の方針

1) 基本的な考え方

本市は、大地の芸術祭や雪ときものの歴史文化、古道松之山街道、棚田など、個性豊かな資源を有しており、本市固有の景観が形成されています。

これらの景観の保全を目指し、次のような考え方を基本に都市景観の形成を図ります。

2) 整備の方針

① 自然景観

- ・信濃川や清津川、渋海川等の良好な河川景観や峡谷、市域を取り巻く山地・丘陵地の森林景観の保全に努めます。

② 市街地景観

- ・市街地において、雪国の風土やきものの文化が感じられる景観形成や、多くの人々が集まって憩う、賑わいのある景観の創出を図ります。
- ・住宅地については、地域の特性や周辺環境との調和を図りながら、良好な住宅地の景観形成を図ります。

③ 農村景観

- ・郊外部の田園景観および中山間地域の美しい棚田や里山の集落景観については、自然と農村の営みが調和した大切な郷土景観として保全・維持に努めます。

④ 文化財・芸術的景観

- ・「十日町市文化財保存活用地域計画」に基づき、有形・無形の各種文化財の保存と活用を図るため、情報の蓄積と整備、人材育成に努めます。また、十日町市博物館を拠点とした市内に点在する文化財施設の機能拡充と連携に努めるとともに、歴史的建造物や古道松之山街道などの景観資源を積極的に活用した文化観光を進めます。
- ・「大地の芸術祭」において創出される作品は、継続的な保存・鑑賞ができる仕組みを検討しながら、景観資源として育成し、地域内外に広く発信していきます。また、市内外に向けた越後妻有里山回廊のさらなる周知に努めるとともに、地域住民との協働により、景観の保全を推進します。

⑤ 景観計画

- ・十日町市が有する良好な景観を保全・育成するために、地域住民とともに景観形成に向けた取組を検討します。

（７）地域コミュニティ活性化の方針

１）基本的な考え方

本市は少子高齢化による人口減少が進み、中山間地域だけでなく、市域全体において地域活動の維持が課題となっています。地域活動を今後も維持するため、次のような考え方を基本にコミュニティ活性化を推進します。

２）地域コミュニティ活性化の方針

○ 市内全地域

- ・地域と行政が協議し、必要に応じて地域支援員を配置して各集落や地域団体と連携した地域づくりを進めます。
- ・大地の芸術祭をはじめとした地域への来訪者との交流を通じてコミュニティの維持・活性化を図ります。
- ・集落の機能維持や特定の課題（ミッション）に取り組むため、「地域おこし協力隊」を積極的に活用するとともに、退任後の定住・定着の促進を図ります。

○ 中心市街地

- ・市域全体での住環境を維持しながら、中心市街地におけるコンパクトで利便性の高い市街地づくりを進め、街なかでの居住を促進します。
- ・地域における祭りや防災訓練等の活動を通じた地域のつながりを維持・強化し、コミュニティの活性化を図ります。

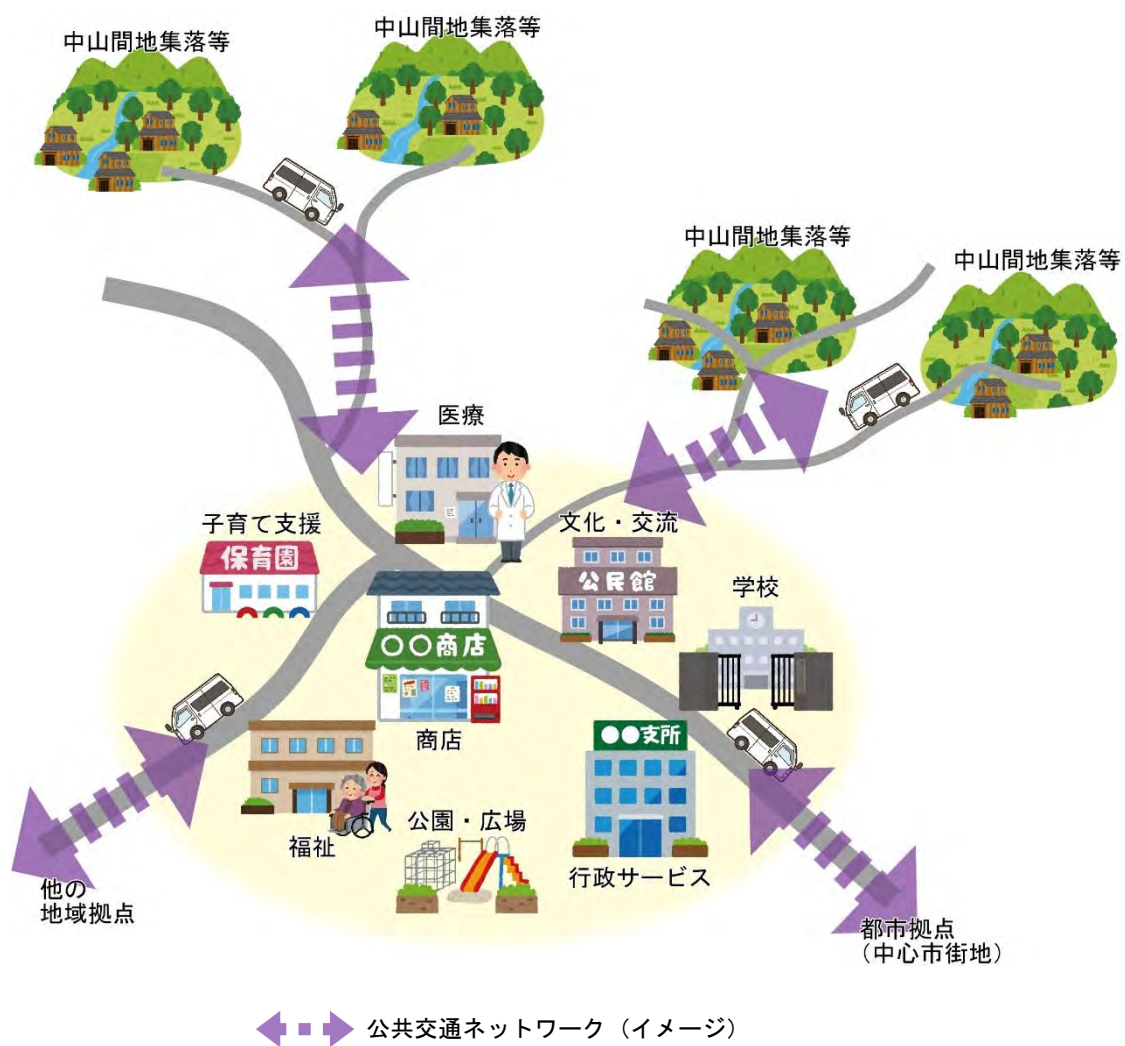
○ 郊外部・中山間地域

- ・コミュニティ活動の拠点となる施設の整備・改修を支援するとともに、拠点施設を中心にコンパクトで効率的なまちづくりの推進方策を検討します。
- ・住民が地区の文化に誇りと愛着を持てるよう、集落の伝統行事や郷土芸能を市の内外に広く紹介し、継承のための環境づくりや人材育成に努めます。
- ・コミュニティを維持・活性化していくため、共助の取組を支援することにより、市民の安全な暮らしの確保と生活環境の維持・向上を図ります。また、集落の意向を尊重しながら、移住者の受け入れ増に向けた取組を推進します。
- ・福祉や医療・生活交通の確保など、総合的な支援体制を設け、地域コミュニティの持続と活性化を図ります。



地域おこし協力隊

地域コミュニティの維持（イメージ）



（８）その他の方針

１）基本的な考え方

本市を取り巻く社会状況の変化に対応した都市づくりを目指し、高齢社会に配慮した都市づくりや情報化の進展に配慮した都市づくりを図るものとし、次のような考え方を基本に整備を推進します。

２）その他の方針

○ バリアフリー化・ユニバーサルデザイン

- ・住宅については、持家住宅の建替え、修繕・改築、バリアフリー化や周辺環境と調和したデザインや住宅設計におけるユニバーサルデザインへの対応など、多様な世代やニーズに応じた住宅の質的向上を推奨します。
- ・高齢者の増加等に対応した、人に優しい都市空間づくりを目指し、公共施設・観光施設・交流施設・主要道路等においては、各施設の利用者層や利用状況などを考慮しながら、優先度に応じて、バリアフリー化を推進するとともに、ユニバーサルデザインの導入を図ります。

○ 時代に即応した都市づくり

- ・ＡＩやＲＰＡなどの先端技術を導入し、少ない労力で質の高いサービスを提供するスマート自治体を推進するとともに、誰もが快適で活力に満ちた質の高い生活を送ることができるSociety5.0社会を推進します。
- ・事業規模拡大や生産性向上に向けた先端設備の導入支援など、産業活動の成長を図ります。